

東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務仕様書

1. 業務名称

東洋町白浜海水浴場海上遊具等製作業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで。

但し業務期間内の納品が困難な場合は協議の上、業務期間を延長することとする。

3. 業務目的

近隣の海水浴場との差別化、観光客の増加を図るため日本各地で注目を集めている海上アスレチックを白浜海水浴場に導入する。

4. 設置場所について

(1) 設置場所

白浜海水浴場（高知県東洋町大字白浜 88-1）

(2) 海面規模

別図のとおり

5. 業務内容

(1) 海上遊具等製作及び設置

(2) 遊具の取扱に関する指導及び助言

6. 遊具等の仕様

(1) 遊具は小学生以上対象の遊具を設置する。

(2) 利用定員は100人程度とする。(小学生以上100人)

(3) 遊具の配置については、利用者の動線を考慮した安全な配置とすること。

(4) 場内監視や日常点検、簡易補修等における運営負担の軽減に配慮した遊具とすること。

また、定期点検や修繕等の維持管理が容易であること。

(5) 安全に配慮した案内表示、マニュアル等があると望ましい。

7. 業務内容の疑義

受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、すみやかに発注者の指示を受けなければならない。

8. 軽微な変更

本業務において、やむを得ず生じる軽微な変更に関しては、発注者の指示に従うものとし、金額の変更は行わない。

9. 守秘義務

受注者は、本業務において知り得た情報ならびに成果品を他に漏洩、公表、貸与、又は使用してはならない。

10. 成果品の引渡し

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく成果品を引き渡さなければならない。

11. 関係法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令、条例等を遵守しなければならない。

12. 書類の提出

(1) 受注者は、業務に着手するときは、次の手続書類を発注者に提出しなければならない。

①製作業務工程表 1部

②製作業務総括責任者等選任届 1部

(2) 業務を完了したときは、業務完了届を提出し、完了検査を受けるものとする。また、合格の連絡を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を発注者に提出すること。

①製作業務完了届 1部

②製作業務引渡書 1部

③請求書 1部

13. 留意事項

調査費や、交通費、資料代など業務に必要な費用は、すべて購入費に含むものとする。

14. その他

業務に関し、疑義が生じた場合は発注者と協議の上、決定する。

15. 参考資料

(1) 海面規模 (別図)